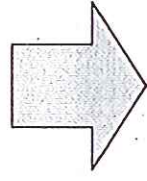


長崎県リサイクル製品等認定制度の改正の概要

＜改正の背景＞

長崎県リサイクル製品等認定制度を導入して、4年間に経過したところであるが、認定製品等の更なる品質管理の徹底を図るため、制度全体の見直しを行った。



＜今回新たに追加した項目＞

1. 認定リサイクル製品等の販売記録の徹底
- ① 認定リサイクル製品における出荷先等に関する情報の記録の義務付け
- ② 認定リサイクル工法における施工箇所等に関する情報の記録の義務付け
2. 認定基準等不適合品の県による一時利用中止措置の追加

＜今回見直しを行った項目＞

1. 新規申請時における工場調査の実施（建設資材、工法）
2. 品質性能、環境安全性に係る基準の適合状況、工場の確認結果の報告の徹底

～認定リサイクル製品等の販売記録の徹底～

改正概要

製品認定事業者は、認定リサイクル製品の出荷先等に関する情報の、
工法認定事業者は、認定リサイクル工法の施工箇所等に関する情報の
記録を保存しなければならない。

長崎県リサイクル製品等認定制度実施要綱

(製品認定事業者の義務)

第10条第4項

製品認定事業者は、認定リサイクル製品について、要領に定めるところにより、出荷先等に関する情報の記録を保存するとともに、品質性能及び環境安全性にかかる基準の適合状況、工場の確認結果、販売実績、価格等を知事に報告しなければならない。

(工法認定事業者の義務)

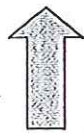
第19条第4項

工法認定事業者は、認定リサイクル工法において使用する再生資源について、
要領に定めるところにより、品質性能及び環境安全性にかか

る基準の適合状況、工場の確認結果、施工実績、歩掛り等を知事に報告しなければならない。また、認定リサイクル工法の施工箇所等に関する情報を記録しなければならない。

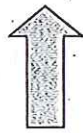
認定事業者が記録・保存を行う事項

認定リサイクル製品の
出荷先等に関する情報



出荷年月日、出荷先、工事箇所（把握が困難である場合は除く）、
出荷量

認定リサイクル工法の
施工箇所等に関する情報



施工年月日、施工箇所、施工実績

※ 認定リサイクル製品の出荷先等に関する情報は、原則として出荷年月日、出荷先、工事箇所、出荷量であるが、工事箇所については把握できない場合も考えられる。そのため、工事箇所の把握が困難である場合は、工事箇所の記録は除く。

～県による一時利用中止措置の追加～

改正概要

認定事業者が工場調査における是正指示に従わない、または、製品試験調査で認定基準に適合しないなどが確認された場合、改善措置が確認されるまでの間、県は当該製品等の利用を一時中止する。

長崎県リサイクル製品等認定制度実施要綱に関する取扱要領

(県による認定リサイクル製品等の一時利用中止)

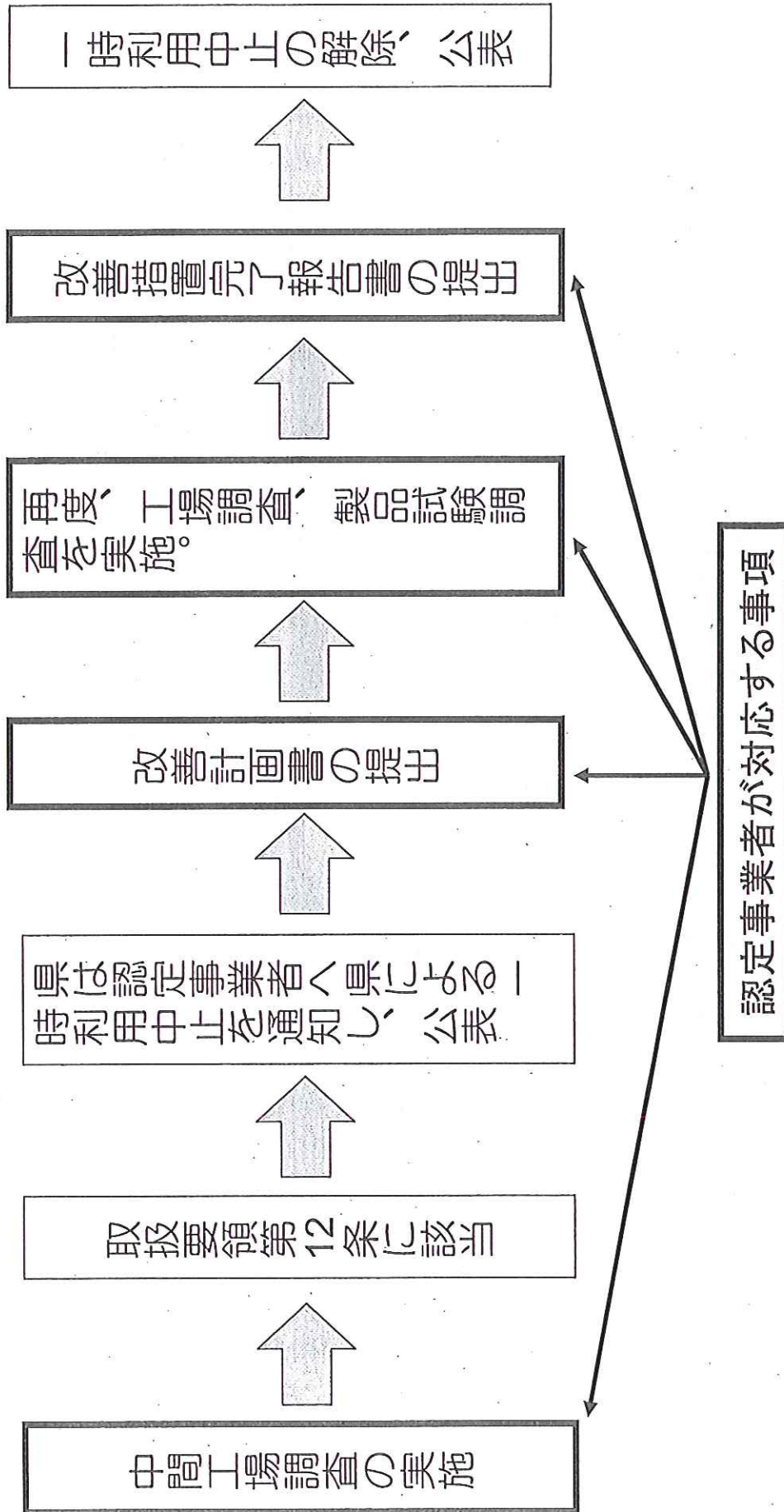
第12条 知事は、次の各号に該当する場合、認定リサイクル製品等の一時利用中止の措置を講じることができる。

- 一 第10条第1項で規定する工場調査（但し、中間工場調査及び臨時工場調査に限る）のうち書類調査事項、現場調査事項における是正指示に応じないとき。
- 二 第10条第2項で規定する品質性能を確認するための試験（新たな申請に伴う場合を除く）の結果、基準を満たさないとき。
- 三 その他、上記以外で要綱第13条第2項各号及び要綱第22条第2項各号に該当し県による一時利用中止を行う必要があると判断したとき。

(認定リサイクル製品等の一時利用中止の解除)

第13条 知事は、前条の規定に基づいて行った認定リサイクル製品等の一時利用中止措置について、前条の各号により一時利用中止となった原因及び改善措置が確認されたとき、解除を行うことができる。

県による一時利用中止措置の対応フロー



～新規申請時工場調査の実施～

建設資材、工法の認定品目について新規に認定申請を行う場合、申請書を県へ提出後、新規申請時工場調査を受けなければならない。

長崎県リサイクル製品等認定制度実施要綱に関する取扱要領

(調査)

第10条第1項

工場の確認等のための調査は、次により行うものとする。

(1) 新規申請時工場調査

申請者は、申請書を提出後に、次項の規定（製品試験調査を除く）に基づいた現地調査を受けなければならない。

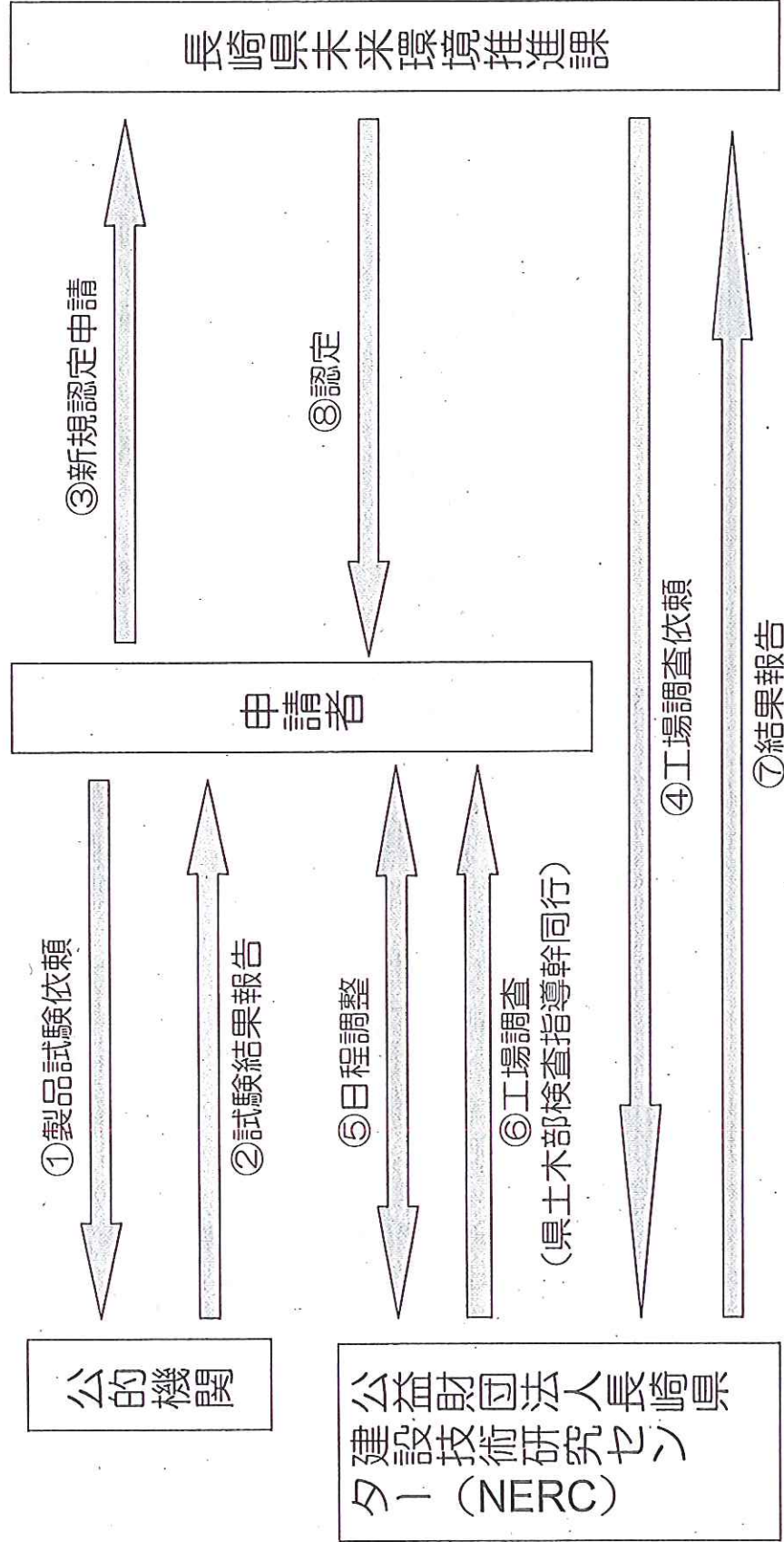
(2) 中間工場調査

認定事業者は、次項の規定に基づいた現地調査を別に定める頻度で受けなければならない。ただし、新規に認定を受けた日の属する年度の中間工場調査は省略することができる。

(3) 臨時工場調査

随時必要に応じて実施する調査である。

新規申請時における工場調査フロー



※ ただし、公的規格等取得工場によりリサイクル製品の製造等を行う場合にあっては、この限りではない。

～品質性能等の基準の適合状況の報告の徹底～

製品等認定事業者は、品質性能及び環境安全性に係る基準の適合状況、工場の確認結果を報告しなければならない。

長崎県リサイクル製品等認定制度実施要綱

(製品認定事業者の義務)

第10条第4項

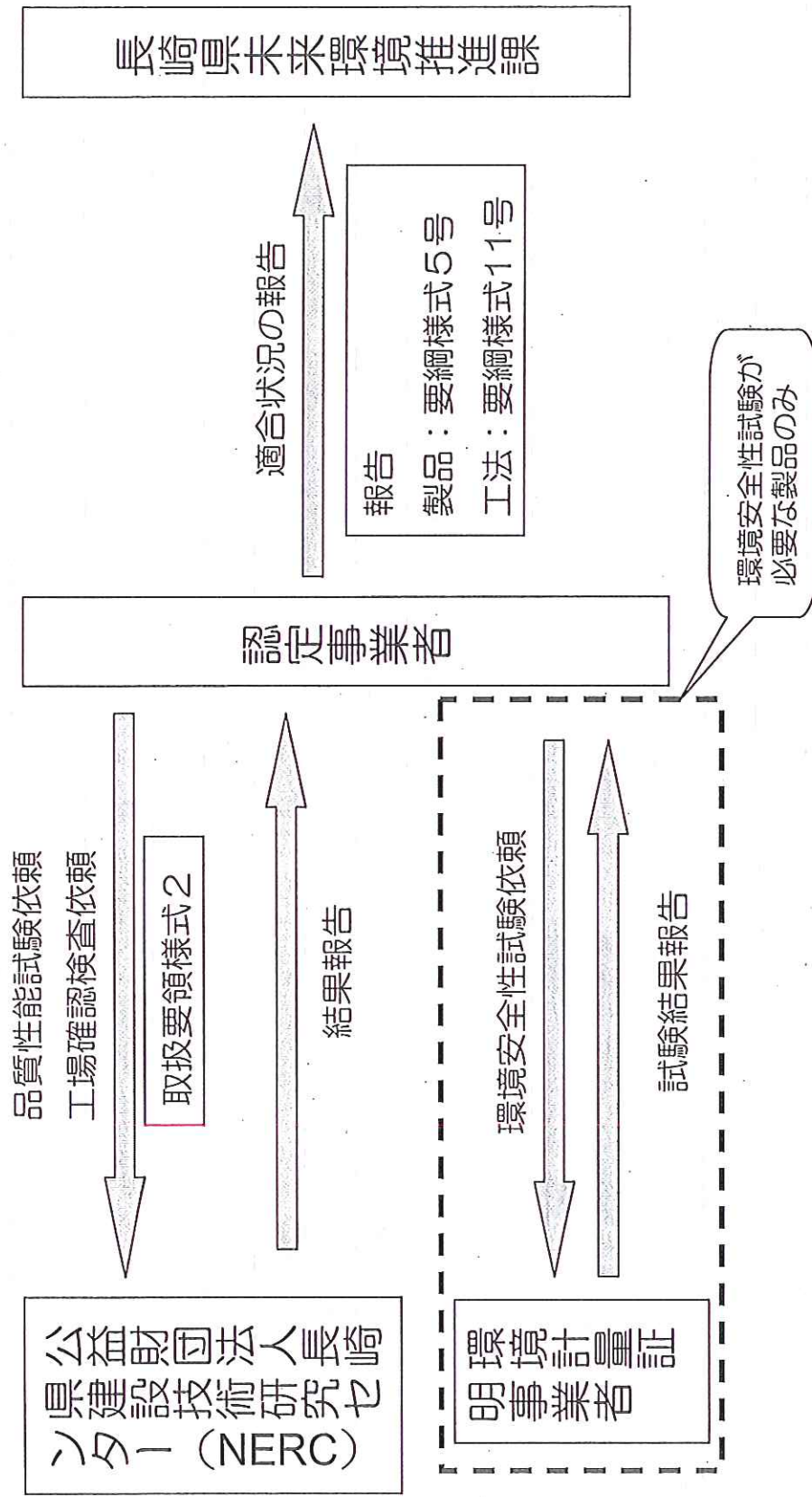
製品認定事業者は、認定リサイクル製品について、要領に定めるところにより、出荷先等に関する情報の記録を保存するとともに、品質性能及び環境安全性にかかる基準の適合状況、工場の確認結果、販売実績、価格等を知事に報告しなければならない。

(工法認定事業者の義務)

第19条第4項

工法認定事業者は、認定リサイクル工法において使用する再生資源について、要領に定めるところにより、品質性能及び環境安全性にかかる基準の適合状況、工場の確認結果、施工実績、歩掛り等を知事に報告しなければならない。また、認定リサイクル工法の施工箇所等に関する情報を記録しなければならない。

適合状況等の報告のフロー（建設資材の場合）



※ ただし、公的規格等取得工場によりリサイクル製品を製造する場合は、品質性能に係る事項に係る報告を省略することができる。

※公的規格等取得工場

認定申請の対象のリサイクル製品について、次の表の第2欄に掲げる認定品目ごとに定める規格等による認定を取得している工場

	認 定 品 目	規 格 等
1	再生加熱アスファルト混合物	アスファルト混合物事前審査制度による認定
2	再生路盤材	アスファルト混合物事前審査制度による認定
3	コンクリート二次製品 プレキャスト無筋コンクリート製品 プレキャスト鉄筋コンクリート製品	JIS A5371 JIS A5372
4	舗装用ブロック	JIS A5371 JASS 7 M-101 (「JASS」とは、日本建築学会の規格をいう。以下同じ。)
5	再生材利用タイル	JIS A5209
6	地盤改良材	—
7	建設汚泥改良土	—
8	再生砂	—
9	再生土砂	—
10	植生基材	—
90	その他の建設資材	—
A	リサイクル工法	—